

- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年1月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年1月8日

長野県佐久建設事務所長 石井 杉 男

- 1 路線名 142号
2 供用を開始する区間
佐久市伴野字西裏973番の1地先から
佐久市根岸字あらや115番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成27年1月8日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パソコン管理用ソフト及び周辺機器一式
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
3 落札者を決定した日
平成26年12月24日
4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 所在地 長野市上千歳町1137番地23
5 落札金額
1月当たりの賃借額 840,240円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札公告を行った日
平成26年11月10日

情報政策課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務

平成27年度長野県庁舎等清掃作業委託

- (2) 役務の特質
長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎、東庁舎及び妻科庁舎をいう。以下同じ。）及びその構内の清掃作業
(3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
(4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁舎及びその構内
(5) 入札方法
ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。
イ 入札者は、入札説明書に定める申請書及び入札書を提出してください。
ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
(5) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>
(2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
(3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話 026-235-7079
4 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県総務部財産活用課
電話 026-235-7045

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 申請書及び入札書の提出期限及び提出場所
ア 提出期限 平成27年2月17日(火) 午後5時
郵送により申請書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、平成27年2月17日(火)午後5時必着とします。
イ 提出場所 4の場所
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成27年2月25日(水) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年2月3日(火)午後5時までに、上記4の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
別記「長野県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準」によります。ただし、本件入札は低入札価格調査制度を適用しますので、総合評価点の最も高い者となった場合であっても、必ずしも落札者とならない場合があります。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature of the service to be purchased:
Cleaning service for the Nagano Prefectural Government buildings
 - (2) Contract duration:
From April 1, 2015 until March 31, 2016
 - (3) Place where the service takes place:
The Nagano Prefectural Government buildings and their premises
Address: 692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano

City, Nagano Prefecture

- (4) Contact point for the tender information;
(description/conditions/and other inquiries):
Property Utilization Division
General Affairs Department
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City,
Nagano Prefecture
TEL +81-26-235-7045(Japanese only)
- (5) Time limit and place for the tender (including mail delivery):
Time: 5:00pm, February 17, 2015
Place: Property Utilization Division
General Affairs Department
Nagano Prefectural Government
380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)
- (6) Time and place for the bid opening:
Time: 10:00am, February 25, 2015
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government
West Annex

別記

長野県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、価格及び価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

- (1) 入札者が提出した実績又は証明の内容及び入札価格について評価を行い、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
ア 入札書が無効でないこと。
イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) (1)において、総合評価点の最も高い者(低入札価格調査において、仕様書等に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、当該入札者のくじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

価格点	価格以外の評価項目及び評価点			合計
	技術評価	企業評価	小計	
92.0点	3.0点	5.0点	8.0点	100.0点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの財産活用課入札情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人CFM実行委員会
- 3 代表者の氏名
小林 美穂
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字今井2618番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日本社会において高齢者問題、子供や若年層の低体力化、女性の健康や心の病、地域社会におけるコミュニティの不足、地域環境の問題など、健康増進活動の事業として心身の健康づくり・体力づくり・人間関係づくりを目的とした様々な普及啓発・啓蒙活動を行っていく団体である。この法人が主宰とするイベント企画及びセミナーや講習会に関する利益の一部は、長野県内に起こった災害や被害区域、あるいは福祉施設や学校関係へ義援金及び寄贈品として地域の住民が安心して使用できるように寄付をすることを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人LMCサポートセンター
- 3 代表者の氏名
増田 一三
- 4 主たる事務所の所在地
長野市三輪2丁目5番3号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、労働基準法を始めとする育児・介護休業法や男女雇用機会均等法等の労働関係諸法令の理念や趣旨を労使双方に対して啓発する事業を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることにより、より良い職場環境の推進に寄与することのほか、求職者への職業能力の支援による就業機会の拡大及び各種助成制度の広告並びに活用の奨励により、雇用の確保と充実を図ることを目的とする。

県民協働課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表します。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
副産動物質肥料	メルクス株式会社	トミクラ2号	主成分-TN 有害成分-ヒ素、カドミウム	TN-保証成分量不足	保証票の不備	帳簿の不備	
乾燥菌体肥料	登喜和冷凍食品株式会社	乾燥菌体 登喜和	主成分-TN 有害成分-カドミウム		保証票添付の不備		

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略称は次のとおりである。

TN-窒素全量

農業技術課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成26年 7月3日	平成26年 8月21日 から 平成32年 8月20日	長野県 第871号	炭酸カルシウム	53.0炭酸カルシウム 肥料	アルカリ分53% その他の規格 公定規格のとおり	諏訪石灰工業株式会社 長野県諏訪郡富士見町 富士見248-347
平成26年 7月14日	平成26年 8月23日 から 平成29年 8月22日	長野県 第890号	乾燥菌体肥料	菌体肥料登喜和	窒素全量 5.5% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	登喜和冷凍食品株式会 社 長野県伊那市西町5057 番地
平成26年 8月11日	平成26年 9月26日 から 平成29年 9月25日	長野県 第880号	副産動物質肥料	トミクラ2号	窒素全量 6.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	メルクス株式会社 長野県飯田市松川町 2211番地

農業技術課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
平成27年1月8日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名、建設業許可番号及び処分の内容

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業許可番号	処分の内容
立商工事有限 会社	安曇野市豊科456番地	金子 正夫	長野県知事（般-26） 第10712号	建設業法第28条第3項の規定による営業 の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事 又は補助金等の交付を受けている民間 工事に係るもの (2) 期間 平成27年1月22日から平成27年3月 22日までの60日間
株式会社川上 産業	安曇野市穂高柏原2230番地1	川上 純子	長野県知事（般-24） 第18896号	建設業法第28条第3項の規定による営業 の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事 又は補助金等の交付を受けている民間 工事に係るもの (2) 期間 平成27年1月22日から平成28年1月 21日までの1年間

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

3 処分の原因となった事実

立商工事有限会社の社員及び株式会社川上産業の元代表取締役は、安曇野市の発注工事に關し、偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為(公契約関係競争入札妨害)をし、刑法(明治40年法律第45号)に違反したとして、各々長野地方裁判所松本支部から刑の言い渡しを受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・6・26号中常田新町線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

上田建設事務所(上田市材木町1-2-6)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年1月8日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・5・17号北天神町古吉町線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

上田建設事務所(上田市材木町1-2-6)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

公告

長野県西部辰野土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年1月8日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

理事

新任

氏名	住所
村上 敏	上伊那郡辰野町大字伊那富8089番地2
桑沢 茂也	上伊那郡辰野町大字伊那富9143番地2
林 房良	上伊那郡辰野町大字伊那富8011番地
赤羽 宏文	上伊那郡辰野町大字伊那富8966番地
野澤 宗人	上伊那郡辰野町大字伊那富9059番地
村上 芳秋	上伊那郡辰野町大字伊那富8513番地
林 国久	上伊那郡辰野町大字伊那富8102番地
加島 範久	上伊那郡辰野町大字辰野296番地

退任

氏名	住所
林 善教	上伊那郡辰野町大字伊那富8854番地
宮澤 晴男	上伊那郡辰野町大字伊那富8938番地
野澤 深	上伊那郡辰野町大字伊那富8760番地1
桑澤 勝治郎	上伊那郡辰野町大字伊那富7518番地1
丸山 均	上伊那郡辰野町大字伊那富7416番地
有賀 良一	上伊那郡辰野町大字伊那富8987番地1

小林 常由 上伊那郡辰野町大字伊那富9662番地1
矢ヶ崎 克彦 上伊那郡辰野町大字辰野2087番地

監事

新任

氏名 住所
林 正樹 上伊那郡辰野町大字伊那富8733番地
小松 英幸 上伊那郡辰野町大字伊那富7791番地

退任

氏名 住所
村上 雅紀 上伊那郡辰野町大字伊那富8632番地ロ
桑澤 房男 上伊那郡辰野町大字伊那富8114番地

農地整備課

4号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千曲市大字戸倉2254の内、2254-3の内、2254-5の内、
2266-1の内、2266-4、2293-1、2293-3、2303-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千曲市大字杭瀬下84
千曲市長 岡田 昭雄

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年1月8日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

1 許可番号

平成26年11月20日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字御影新田字香久保2587-1、2588-5、2616-1、2617-1、2620-1、2649-1、2620-1先の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野7丁目14-4 ロイメント上野ビル
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
小諸市大字和田730 甘利 皖保

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年1月8日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

1 (1) 許可番号

平成26年8月26日 長野県長野地方事務所指令26長地建第12-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市臥竜4丁目309-1、309-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1230-50

信越商事株式会社 代表取締役 上沢 広光

2 (1) 許可番号

平成26年12月18日 長野県長野地方事務所指令26長地建第14-

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成26年3月13日付けで包括外部監査人岩瀬道男氏から提出のあった平成25年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成27年1月8日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 垣内基良

1 監査の対象となった事件名

教育関連事業に係る財務事務の執行について

障がい者施設（県立施設）の財務事務の執行及び施設の管理について

2 措置の内容等

事項 (報告書の記載ページ)	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
第1部 教育関連事業に係る財務事務の執行について		
I 事業の財務事務の執行状況		
「教育再生プロジェクト」に記載されている各アクションの事業化に関するアカウントビリティ【意見】	長野県総合5か年計画の「8. 教育再生プロジェクト」の各アクションと各年度の事業の関係が十分に示されていない。ゆえにアカウントビリティを十分に果たすため、プロジェクトの各アクションと各事業の結びつきについて丁寧に説明を行うべきである。	平成26年度当初予算案の公表時において、プロジェクトのアクションごとに主要事業を明示しました。また、平成26年度当初予算公表時から、プロジェクトのどのアクションに該当するかを記載するよう、事業改善シートの様式が改正されました。
各事業の目標を「達成目標」（教育振興基本計画）と関連付ける必要性【意見】	第2次長野県教育振興基本計画の施策の具体的な方向ごとに定めた達成目標は、これに関連する事業ごとに定めた目標の達成を積み上げることで達成されるという関係にあることが望ましい。しかし、すべての関連する事業の目標が達成されたからといって、必ずしも達成目標が達成されているという関係にはないといった事例もあり、両者の結びつきが必ずしも明確ではないため、その関係を事業改善シートに分かりやすく記載すべきである。	平成26年度教育委員会の事務の点検・評価報告書（第2次長野県教育振興基本計画評価）において、施策の具体的な方向ごとに「指標の進捗状況」「取組の主な成果」「課題と今後の取組方針」が分かるよう、記載方法を工夫しました。 ご指摘の点も踏まえ、今後もより分かりやすい内容となるよう努めていきます。
教育行政におけるPDCAサイクルの現状と課題【意見】	1 「達成目標」を数値化する必要性 現場にいる教員の声を吸い上げて数値目標を設定することが重要である。情報伝達の場としては、市町村教委連絡会や校長会のような会議の場の活用を検討することが望ましい。また、第2次長野県教育振興基本計画では、全国平均との比較を用いるなどして目標数値の見直しを図っているが、その妥当性の観点からは目標の設定背景や従来の目標の問題点を県民に対して明示することが重要である。さらに目標が全体的に複雑なために評価も困難になるという傾向にあるため、PDCAサイクルを回すことを意識した達成目標の設定を検討すべきである。また、県がめざす「未来の信州教育」の姿に近づくために達成目標を数値化することの必要性については、議論の余地がある。行き過ぎた数値重視の傾向にないかを改めて検討することが望まれる。	平成30年度からを予定している第3次教育振興基本計画の目標の設定にあたり、ご意見を踏まえて検討してまいります。
	2 「達成目標」の達成状況の分析およびフィードバック 第2次長野県教育基本計画期間には年度ごとの目標達成状況を把握するだけでなく、その原因を分析・フィードバックして改善状況をレビューすることが重要である。そのため、同じ評価指標を継続して用いる必要がある。	第2次教育振興基本計画において設定した測定指標については、5年間を通じて評価を実施し、点検・評価報告書で毎年公表していきます。
	3 事業の評価基準及びモニタリングに関するアカウントビリティ 成果目標の達成状況の判定方法が変更されたこと（平成24年度実施事業分以降）や、成果目標の設定に関する現在の基準、達成目標とどのような効果・相関関係があるのかについて分かりやすく説明し、十分なアカウントビリティを果たす必要がある。また、成果目標の設定をモニタリングする仕組みの強化についても、部局横断的に検討すべきである。	成果目標の達成状況の判定方法等を分かりやすく説明した「事業改善シートの見方」を作成し、公表を行いました。 成果目標の設定の理由や上位計画との相関関係は、事業改善シートに記載していますが、県民によりわかりやすい内容に改善してまいります。 成果目標の設定については、各課が前年度実施事業の成果目標を検証・分析を行い、その結果を今後の成果目標の設定に活用してまいります。さらに行政改革課が部局横断的な観点から成果目標を確認してまいります。

<p>事業実績の測定指標の継続性とアカウンタビリティ 【意見】</p>	<p>「事業改善シート」を公表して県民にアカウンタビリティを果たすという観点からは、期間の途中で指標を変更・追加する場合であっても、計画の「達成目標」を継続的に評価しているのと同様に、全期間（5年間）を通じて当初の「事業改善シート」に掲げられた指標に基づく継続的な評価を合わせて実施・公表すべきである。また、指標を変更・追加する場合には、県民に対してその理由を説明すべきである。</p>	<p>測定指標の継続性についてのご意見の趣旨は、各事業の達成目標の設定にあたり参考としてまいります。当初に設定した指標は、原則、変更しませんが、より良い指標を変更・追加する場合には、その理由を事業改善シートに記載し、公表することとしました。</p>
<p>活用方法選択型教員配置事業の効果検証に関する各課連携体制 【意見】</p>	<p>活用方法選択型教員配置事業の実施による達成目標に対する貢献を評価する上では、ハード面（義務教育課）の事業を検証するだけでなく、ソフト面（教学指導課）の事業の検証が不可欠である。アカウンタビリティを果たす観点からは、義務教育課が各課と連携しながら事業を実施し、その効果の検証方法を工夫することが必要である。すなわち、特定の効果指標が「どの課の実施する事業にいかに関わるのか」を説明できることが望ましい。</p>	<p>学力向上推進チームを義務教育課及び教学指導課などで月1回程度開催し、連携を図っています。同チームでは、学力向上対策として教員を加配した学校における、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、今後の指導方法などについて検討しています。教員の指導力を高めるために、教学指導課と連携して、学力向上ミーティング、実践報告会などにより、優れた実践を共有するとともに、校長会等でその実践例を積極的に周知してまいります。</p>
<p>臨時任用教員の資質・モチベーション向上 【意見】</p>	<p>少人数学級編制のためには教員の追加配置が必要である一方、臨時任用による教員のモチベーションや資質の低下が懸念されているため、両者に対処する取組が必要である。臨時任用の非正規職員は減少すべきという潮流にあることは否めず、今後もこの臨時任用職員の資質・モチベーションの向上に関する一層の工夫を検討すべきである。</p>	<p>臨時任用教員を対象として、学習指導案の作成などの授業づくりについて学ぶ研修会を各教育事務所で年3回から5回開催し、資質向上に努めています。</p>
<p>「P調査・C調査」の必要性に関するアカウンタビリティ 【意見】</p>	<p>平成25年度においても「学力向上のためのPDCAサイクルづくり支援事業」は継続して実施されているが、成果目標の指標には「全国学力・学習状況調査」の項目が多用されており、「P調査・C調査」の結果は成果目標の指標に関連付けられていない。また、「全国学力・学習状況調査」と「P調査・C調査」は同じような性質の調査である以上を踏まえると、「P調査・C調査」は、事業の目的に照らした場合に実施する必要のある調査なのかを検討した上で、必要であればその理由を分かりやすく文書化して公表することを検討すべきである。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、小6、中3で実施されています。「P調査・C調査」は小5、中2で実施し、学力定着の実態を把握した上で、授業改善を図り、全国学力・学習状況調査につなげております。達成目標の指標としている全国学力・学習調査に向け、各校で授業改善が進められているのは、PDCAサイクル支援事業の成果です。以上のことから、「P調査・C調査」は必要と考えており、平成26年度実施分から実施要領へ調査の流れやメリット等の説明を追加し、ホームページで公表しております。</p>
<p>「未来を拓く学力」の向上推進事業に関する成果目標の適切性・合理性 【意見】</p>	<p>平成24年度実施事業分からは、事業の目標（成果目標）に主観の介入する余地を排除しようと試みており評価に値する部分があるものの、成果目標やその設定理由が適切かつ合理的でなければ、事業評価が適切に行われないおそれがある。そこで、達成状況の経年変化を考慮しながら、達成目標との関連で適切といえる年度ごとの成果目標を設定すべきである。</p>	<p>年度ごとの成果目標については、ご指摘のとおり経年変化を考慮しながら、適切なものに年度ごと設定してまいります。</p>
<p>「未来を拓く学力」の向上推進事業に関する実績の測定指標の継続性とアカウンタビリティ 【意見】</p>	<p>県民に対するアカウンタビリティを重視する観点からは、平成25年度から実施される第2次長野県教育振興基本計画期間においては、「事業改善シート」において成果目標を追加することはあっても、その計画期間である5年間を通じて当初の成果目標を継続的に測定・評価すべきである。また、成果目標を変更・追加する場合には、その理由を明示すべきである。</p>	<p>第2次長野県教育振興基本計画においては、当初の成果目標を継続的に測定・評価してまいります。</p>
<p>II 現地機関の財務事務の執行状況</p>		
<p>労務管理 【意見】</p>	<p>36協定の締結については今後の検討課題とされているが、36協定の締結に向けて労使のスタンスを確認するとともに、時間外勤務に関する条件・取り決めを再確認することも重要である。この点、既に36協定を締結している自治体もすくなくからずあることから、法令に準拠した協定の締結等、状況改善に向けた取り組みを早急にすべきである。</p>	<p>6月13日に時間外勤務に関する労使検討委員会を開催し、引き続き36協定の締結に向けて職員団体と協議を行ってまいります。</p>

<p>手当支給事務に対するシステムチェックの導入 【意見】</p>	<p>「教育業務連絡指導手当」、「教員特殊業務手当（特別支援学級等指導関係）」、「定時制通信教育手当・産業教育手当」など実績の確認が必要となる手当については手作業により確認を行っているが、高等学校・特別支援学校に関しては、当該確認のために必要なデータの一部は、内部事務総合システム内に存在しているため、システム化により業務の適正化に繋がると考えられる。</p> <p>なお、業務のシステム化には相応のコスト負担が強いられるため、他にもシステム導入により効率化を図ることのできる業務がないかどうか十分に確認し、長期的な費用対効果を勘案したうえで検討すべきである。</p>	<p>今後の内部事務総合システムの改修にあわせて、検討を行うこととしました。</p>
<p>旅費の減額支給 【指摘】</p>	<p>旅費について、自家用車を使用する場合には1キロメートル当たり30円を支給することとされている（「一般職の職員の旅費に関する条例」第5条、15条参照）。しかしながら、監査対象機関において特定の期間における旅費の支給を1キロメートル当たり20円に減額して支給していた事例があった。</p> <p>今回の事案は、当該現地機関において旅費を予算内で執行するため、校内での申し合わせにより教員が旅費の請求手続きを行う際に、1キロメートルあたり20円で請求している。当該現地機関において取られた支給方法は、いかに予算のやりくりの必要性に迫られたものとはいえ、予算枠の範囲にとどめるための努力ならば、出張そのものの見直しや複数人による乗合など他の方法により対応すべきである。</p> <p>また、所管課は、現地機関におけるこのような旅費支給の実態について、十分に把握しているとはいえない。したがって、その実態を把握するとともに旅費支給事務の運用が適切でなければ、適正化に向けた指導を行うべきである。</p>	<p>平成26年3月、実態について調査するとともに、1キロメートル当たり30円の適正な支出を行うよう指示を行いました。当該校については、20円の支給を止め、30円の支給をするよう是正しました。</p> <p>また4月の第1回事務長会及び5月の給与事務担当者説明会において、県旅費条例に基づく適正な旅費支給事務について、周知徹底を図りました。</p>
<p>旅費予算の効果的な執行 【意見】</p>	<p>長野県においては、厳しい財政環境の中、経費の削減に努めており、クラブ活動に伴う旅費は学校教育における本務ではなく削減対象になりやすい等から、再配当の希望は通りづらい環境にあるのが実情とのことである。</p> <p>しかし、平成24年度決算書を閲覧したところ、各学校において予算不用額が発生している現状が確認された。学校におけるクラブ活動は本務ではないかもしれないが、教育の目的である人格形成上大きな役割を果たし、日本の学校では重要な地位を占めているものと考えられるため、そういった活動を支援する十分な配慮が必要なのではないかと考える。</p> <p>今後については、旅費予算のより効果的な活用方法について検討すべきである。</p>	<p>旅費については、前年度及び前々年度の実績を考慮しながら、予算再配当額を決定しています。また年度途中で随時、予算執行見込額の照会を行い、その結果に基づく引上げや再配当の過不足調整を行っています。</p> <p>ご指摘のとおり、平成24年度決算において、不用額が発生したことから、今年度以降については、執行見込額の照会回数を増やす等、より細かな執行管理を行うことにより、経費の削減に努めつつ、クラブ活動等の引率旅費も含め、各学校の要望にできるだけ応えられるよう、また年度末に多額の不用額を発生させないよう、努めてまいります。</p>
<p>農産物等の生産・販売管理 【意見】</p>	<p>農産物の生産・販売管理については「生産受払状況調」により行われているが、草花や果樹などは、限られた授業時間のなかで生産量の把握ができないため、「販売数量＝生産数量」として取り扱われており、正確な生産高を把握することができない。</p> <p>しかし、農産物等の販売で年間10百万円を超える販売実績がある高校もあり、また、通常、事業会社が会社資産を適切に帳簿管理している状況を考慮にいれば、適切に生産数量・販売数量の管理を行うことは教育目的として重要といえるのではないかとと思われる。</p> <p>帳簿による農産物の受払い管理を拡大していくよう検討すべきである。</p>	<p>各学校では農産物の種類や生産量が様々であるため、品目で一律に帳簿管理を定めることは困難な状況です。各学校の実情に応じて、帳簿による農産物受払管理の品目拡大を進めてまいります。</p>

<p>遊休校舎 【意見】</p>	<p>監査対象現地機関である長野県松本筑摩高等学校において、現在は利用されていない校舎があった。 当該遊休校舎に関して相応の機会費用が発生しているものと考えられ、また、防犯上、衛生上、耐震上の問題を抱えていることから、不健全な状態にありかつ施設・見回りにかかる目に見えないコストも発生している事実がある。 不用財産という認定がされれば、外部に売却することも選択肢の一つであるが、いずれにせよ、取り壊し費用等の負担を理由にそのままの状態に放置し続けることは、望ましくなく早急に検討が必要である。なお、県内に他の同様の事例がないかどうかを調査し、併せて検討をすべきである。</p>	<p>当該校以外にも未利用施設があることは承知しており、これら高校の未利用施設の利活用・処分は重要な課題と考えていますが、高校施設については耐震化等を優先的に取り組んでいることから、未利用施設の解体は段階的に行わざるを得ない状況です。 このような中、平成25年度は木曽青峰高校の未利用施設の解体、平成26年度は旧上伊那農業高校定時制のグラウンド部分の財産活用課への未利用県有地報告等を行いました。 また、今後、未利用施設となる体育館4棟の解体についても検討を進めているところです。 引き続き、当該校の遊休校舎を含め、高校の未利用施設の利活用・処分について、財産活用課等関係課と調整しながら検討してまいります。</p>
<p>長野県情報セキュリティポリシーと高等学校における情報セキュリティの状況 【指摘】</p>	<p>県は、長野県職員が遵守すべき情報管理の基本を、「長野県情報セキュリティポリシー（基本方針）」として平成14年に制定しているが、県立高等学校等の教育職員が日常利用している校内LANに接続されているパソコン及びサーバはその対象外として取り扱われている。教育委員会の所管するネットワークの情報資産の管理については、教育委員会がセキュリティポリシーを定めることとされているが、現在は、情報セキュリティポリシーが明文化されていない状況にあることが問題であり、ただちに規定を備えるべきである。しかし、もともと知事部局と教育委員会はその任命権者が異なるものの、県民の情報を預かる長野県の組織という点では同じであることから、セキュリティポリシーを1本化することを検討すべきである。また、1本化が難しいならば、長野県情報セキュリティポリシーを流用するなどして同様の趣旨の規定を備えるべきである。 現地機関である高等学校等においても、各学校の情報管理規定等の整備状況や規程の順守状況の県教育委員会等による確認・検証は十分には行われていない。過去に所管する学校に示した情報管理に関する規程作成例(規程サンプル)に、その後に発出した通知の内容を反映した新たな規程サンプル(更新版)を各学校に示すことも有用である。さらに、各学校で規定している規程が教育委員会の指示に整合しているのか、またその運用状況が適正に行われているのかモニターする仕組みの構築も検討が望まれる。</p>	<p>県立学校における情報管理の基本を「県立学校情報セキュリティポリシー（基本方針・対策基準）」として平成26年3月25日付けで策定し、平成26年度から全ての県立学校に対し適用しました。策定にあたり県職員に適用されている「長野県情報セキュリティポリシー」を準用していることから教育委員会としては、県立学校のネットワークシステムの環境が平成27年10月に均一化されたところで、知事部局担当課とポリシー一元化に向けた検討を行ってまいります。 ポリシー（基本方針・対策基準）の策定により県立学校に統一したルールが適用される環境が整いましたので、セキュリティ研修会、情報セキュリティ監査を実施してご指摘の趣旨を踏まえた対応に努めてまいります。</p>
<p>情報紛失事故とその影響 【意見】</p>	<p>平成25年5月下旬に長野県健康福祉部健康長寿課内で発生した医療情報(電子データ)紛失事件の事後対応が行われてから間もない同年9月に、南信地区の県立高等学校において生徒の個人情報を保存した記憶媒体の紛失事件が発生した。この事件を受けた県教育委員会の対応は、所管する県立高等学校への一斉メールの発信、地区校長会での注意喚起及び個人情報の一斉点検に留まっている。また、防止策は事故発生担当部局から発表されるという一部局としての対応に終わっており、担当者の情報セキュリティルールへの準拠性、処分等について公表されていない。 県政運営のため、住民からの信頼を確保していくことが重要となるが、生徒指導面の度重なる不祥事の発生、今回の度重なる個人情報(電子データ)の紛失は、大きく県の信頼を失墜するものと推察する。したがって、一部局の問題とするのではなく県全体(知事部局及び長野県教育委員会等組織)としての対応(職員全体に対する注意喚起、外部に対する情報発信等)が重要であり、情報セキュリティを統括する部門を明確化することが望まれる。</p>	<p>教育委員会では、情報セキュリティを統括する教育総務課において県立学校を対象としたポリシーを定めて対応しております。 また、個人情報の適切な取扱いについては、教育委員会、知事部局とも同様の要綱を策定して対応しています。 情報セキュリティ統括部門の明確化につきましては、ポリシーの一元化に向けた検討と併せて知事部局の担当課と検討・協議を進めてまいります。いずれにしても教育委員会と知事部局で情報共有を図りながら相互に連携し対応してまいります。</p>
<p>校内LAN再構築と情報セキュリティ 【意見】</p>	<p>現在、校内LANの整備事業が進められ、この導入に合わせて情報セキュリティポリシーの整備を校内LANを対象に行っていくことが予定されている。しかし、校内LANの県費による再構築は数年に亘ることが予定されている。情報セキュリティの整備には速やかに対応すべきであり、「情報紛失事故とその影響」で記載した情報紛失を一学校での事故として終わらせることなく、事故発生の原因を整理、分析し、速やかに規程等の改訂を行い、指導・モニタリング方法等の見直しを実施し、同様の事故発生を防止することが望ましい。</p>	<p>「長野県情報セキュリティポリシーと高等学校における情報セキュリティの状況」で記載したとおり、情報セキュリティに関する統一的な規定である情報セキュリティポリシーを策定しましたので、情報セキュリティ研修会、情報セキュリティ監査の実施など、ご指摘の趣旨を踏まえた取り組みを進めています。</p>

<p>情報紛失等事故発生 の事後対応 【意見】</p>	<p>情報漏えい、紛失等の事故が発生した時、当該事象へ対応するための体制及び対処手順等が明示されていない。事故発生時に適時、的確に事後対応をすることは、県民からの信用棄損を最低限に留めるため重要となる。</p> <p>知事部局に通知された要綱に規定されている事故への対応は、事後対応が具体的に示されていないため、これについて言及することが望まれる。一方、情報セキュリティ責任者あての「情報セキュリティ関連のインシデント対応手順について（通知）」（情報システム推進室、平成23年4月）では対応手順等が示されているが、規程化までには至っていない。知事部局及び教育委員会等の情報セキュリティを所管する部署は、この通知文書や上記指針に示されている「事故発生への対応策の整備」等を参照し、規程の中で明文化し、研修会等を通じ、県民に対する信用棄損を最小限に止めるための具体策を全職員に周知することが望ましい。</p>	<p>教育委員会においてインシデント発生時の詳細な対応手順のルール化の必要性を認識していることから、ポリシーに沿った対応を詳細且つ明確にするための「実施手順」を策定すべく準備を進めていますので、その中で対応を図ってまいります。それまでの間は知事部局のインシデント対応手順により対応しています。</p> <p>知事部局においては、事故発生時の対応手順を「情報セキュリティ対策実施手順」で規定しており、毎年開催している「情報セキュリティ研修会」において具体的な対応等を職員に対し引き続き周知・徹底を図るとともに、教育委員会との情報共有を図りながら相互に連携して対応してまいります。</p> <p>また、左記要綱の「事故への対応」においては、事故後の基本的な対応を規定していますが、事故の形態は様々であり、臨機応変に対応することが必要であることから、要綱で事後対応を具体的に、詳細に記載することには、要綱という性格もあって限界があるところと見られます。的確な事故対応については、要綱制定後に作成した「個人情報の取扱い事務マニュアル」の充実や研修会での事例紹介などを通じて、職員に周知を図ってまいります。</p>
<p>情報セキュリティに ついての内部統制 【意見】</p>	<p>個人情報、電子データの取り扱いについてのルールの運用状況の検証、検証結果から識別された課題の解消策の策定とその実施、県民の信頼回復に向けた取組みにどの部局が主体となって対応しているのかが明確ではなかった。情報紛失事故は、一部局に限らず、多くの個人情報を取り扱う全部局、出先機関に共通する課題であると認識する必要がある。課題解決に向け各部局を横断的に見て、調整する部局が存在しない現状では、電子データを含む個人情報の安全管理のためのPDCAサイクルを回すことは不可能であると考えられる。</p> <p>県は情報管理についてその取扱いルールを規程として定めるだけでなく、県におけるITガバナンスが十分機能し実際の情報セキュリティ体制の運用が適正に行われているか部局横断的に定期的な確認をし、不備があるときはこれを是正し、または規程を改訂するなどして情報管理の水準を向上する体制を構築することが望ましい。</p> <p>県民からの信頼を基礎に行政サービスを提供している県の全部局、現地機関は、民間機関以上に情報の取り扱いについて慎重な姿勢が期待されている。地方公共団体の運営にあたって、民間型の考え方や手法が多く導入されてきているが、県民の負託に応えるために、環境の変化に適応した全職員の意識改革が必要であると考えられる。</p>	<p>教育委員会においては、「長野県情報セキュリティポリシーと高等学校における情報セキュリティの状況」及び「情報紛失事故とその影響」で記載したとおり県教育委員会の情報セキュリティ統括部門を教育総務課と定めて所要の対応を図りつつ、将来的にはポリシーの一元化に向けて関係部局との検討・協議を並行して進めてまいります。</p> <p>知事部局においては、各所属の情報セキュリティ体制の適正な運用を確保するため、「セキュリティ監査」を強化するほか、個人情報、電子データの重要性や取扱いに当たっての留意点について、研修会等を通じて職員に対し周知するなど、これまでの取組の一層の徹底を図るとともに、教育委員会との情報共有を図りながら相互に連携して対応してまいります。</p>
<p>第2部 障がい者施設（県立施設）の財務事務の執行及び施設の管理について I 財務事務の執行及び施設の管理</p>		
<p>個人診療報酬未収金の 滞納管理 【指摘】</p>	<p>個人に対する過年度診療報酬未収金残高は、平成24年度末では3,207千円となっている。債権管理等についての要領はあるが、債権回収を実施するために必要な具体的な定めが十分に規定されておらず、また、督促が長期間実施されていない事例もあり、個人未収金の滞納管理が十分に行われていない。</p> <p>債権分類の方法、電話督促・出張督促の実施基準、督促の実施手順、電話督促・出張徴収の実施時期、不在に対する対応、債務者の状況の記録、交渉履歴の記録等の未収金管理の実務を具体的に記述したマニュアル等を作成し、債権管理を徹底すべきである。</p>	<p>未収金管理の実務マニュアルについては、「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル（平成26年3月26日 長野県未収金縮減委員会策定）」が策定されています。</p> <p>本マニュアルに基づき、個人診療報酬未収金等の債権管理を一層徹底してまいります。</p>
<p>個人未収金の徴収停止の 手続及び不納欠損処理 【指摘】</p>	<p>障害者支援部門及び病院部門の個人未収金について、徴収停止に係る手続を採るか、あるいは不納欠損にすべき債権がある。平成22年度～平成24年度には、これらの手続等が実施されていない。適時に徴収停止に係る手続及び不納欠損処理を実施しない場合、回収が困難な滞納債権について回収可能な債権と同様に督促手続を実施することになり、滞納未収金の回収手続の効率性が阻害されることになる。長野県財務規則及び要領に従い、適時に徴収停止に係る手続及び不納欠損処理を実施すべきである。</p>	<p>「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル（平成26年3月26日 長野県未収金縮減委員会策定）」に基づき、徴収停止に係る手続及び不納欠損処理を進めてまいります。</p>

<p>医事会計システムと財務会計オンラインシステムの残高の整合性 【指摘】</p>	<p>個人の未収金について、医事会計システムの合計値と、県が個人未収金を管理する財務会計オンラインシステムの未収金額は本来一致すべきであるが、一致していない。病院部門では、その差異の原因調査を行い、財務会計オンラインシステムの残高を正当な金額に修正すべきである。</p> <p>また、医事会計システムで行った未収登録が適時正確に財務会計オンラインシステムに反映されるよう、財務会計担当者は委託会社から未収登録の伝達について手順を定め、定期的に確認し、個人未収入金管理の徹底を図るべきである。</p>	<p>平成26年3月に財務会計オンラインシステムの残高を正当な額に修正しました。平成26年4月からは毎月末日現在の医事会計システムの「未収金一覧」を確認し、財務会計オンラインシステムに登録していない未収金について、収入調定を行うよう改善しました。</p>
<p>未請求レセプトの管理 【指摘】</p>	<p>病院部門においては、未請求レセプトの管理簿の作成、管理簿への記録、長期間未請求となっているレセプトがないことの確認は行われていたが、医事会計システムの未請求データとの照合は実施されていなかった。</p> <p>病院部門において、人事異動等により債権管理に係る認識及び体制が弱くならないよう、継続的に請求業務の重要性を職員に周知し、適時に審査支払機関に請求できるような体制等を整備すべきである。</p>	<p>医事担当者は医事会計システムの「請求データブルーリスト」を定期的に出力し、請求漏れをチェックするとともに、委託先においては返戻レセプトの再請求管理を行うための「返戻処理簿」を新たに作成し、「請求データブルーリスト」と照合するよう改善しました。</p>
<p>医事会計システムから出力される領収書等 【指摘】</p>	<p>病院部門では日々の収納現金の締め処理に当たり、現金と医事会計システムから出力された「入金一覧表」とを照合しているが、入金データが削除された領収書本紙と「入金一覧表」の削除データの照合は行われていない。</p> <p>このような状況は、入金データを削除し、その領収書を不正利用して窓口現金の着服する行為にも繋がり、内部統制上の課題となる。不正が生ずるリスクを低下させる対策を講ずべきである。</p>	<p>日々の収納現金の事後調定の決裁を受ける際に、「入金一覧表」と合わせて、発行されなかった領収書本紙も添付して、決裁を受けるよう改善しました。</p>
<p>一者入札の妥当性検証 【意見】</p>	<p>少なくとも一者入札となった高額な案件については、購入した物品の仕様の決定、予定価格の決定から落札業者の決定、契約の締結までの過程を明確にしておくことが必要である。</p> <p>センターにおける購入物品の仕様の決定については、センター内で検討し、1件500万円以上の高額医療機器については県重要機械類審査委員会に諮られているが、センター内で議論されている内容、仕様策定の過程や根拠が文書等として記録されておらず、事後的にその決定過程を検証することはできない。仕様の決定についての定めている規則等はないが、仕様策定の過程や決定に至った根拠等を文書化しておくべきである。</p>	<p>従来から財務規則等に基づき帳票及び証拠書類を作成・整理してきましたが、今後、高額医療機器については、仕様の決定経緯を文書化してまいります。</p>

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月8日

長野県企業局上田水道管理事務所長

宮本正之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

超純水製造装置 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成27年2月27日

(4) 納入場所

上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

電話 0268 (22) 2110

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年1月20日(火)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月8日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

味 沢 孝

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
分光光度計 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 納入期限
平成27年3月20日まで
- (4) 履行場所
塩尻市大字宗賀字本山5225-1

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県企業局のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>)に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。
塩尻市大字宗賀字本山5225-1
長野県企業局松塩水道用水管理事務所
電話 0263 (52) 3330
- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年1月15日(木)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月8日

長野県上田千曲高等学校長 柴田修身

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ22台及び附属機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成33年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県上田千曲高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県教育委員会のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gyose/nyusatsu/ko.html>)に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

上田市中之条626

長野県上田千曲高等学校

電話 0268 (22) 7070

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成27年1月19日(月)午後4時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

高校教育課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年1月8日

長野県須坂園芸高等学校長 小 椋 勇 人

1 落札に係る物品等の名称及び数量

精密旋盤 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名 称 長野県会計局契約・検査課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成26年12月3日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名 称 株式会社真田
(2) 所在地 上田市古里86-22

5 落札金額

40,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成26年10月23日

高校教育課